

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和4年10月12日(水)
10時00分開会 10時33分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美、中河つる子、鈴木孝寿、佐藤幸一、
西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子、加来良明、高橋政悦(欠席)
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員
(1) 町長からの申し出事項について
副町長：山本司、総務課長：神谷昌彦
- 6 議 件
(1) 町長からの申し出事項について
・第7回臨時会について

(2) 議会運営委員会からの報告事項について
・議会報告会と町民との意見交換会のまとめについて
・議会モニター会議について

(3) その他
- 7 会 議 録 別紙のとおり

桜井議長：只今から全員協議会を開催する。本日の議件については、ご案内のように第7回臨時会について等の議案である。今月1日に開町記念日が実施されたがその時には29度近い暖かい日であったけれども、季節は進んでいる。寒い日もあるので十分体調には気を遣っていただきたいと思う。本日、高橋副議長においては、のどが痛いという事で病院に行くという事で欠席の報告を受けている。そういったことで本日はよろしく願います。まず町長から挨拶をいただく。

阿部町長：本日はお忙しい中、議員の皆様におかれてはお集まりいただきありがとうございます。私からの申し出事項として、10月17日に開催予定の臨時会の議案等について、この後副町長から概要を説明させていただきたいと思う。国からの物価高騰対策として地方創生交付金が追加配分されたので、その活用について補正予算を提案するので、どうぞよろしく願います。

(1) 町長からの申し出事項について

桜井議長：それでは第7回臨時会について副町長から説明いただく。

山本副町長：最初に行政報告についてご覧いただく。行政報告を1件予定している。町営育成牧場車両による交通事故についての報告をさせていただく。内容については詳細の説明はしない。続いて議案の説明である。議案第90号、専決処分の承認を求めることについてである。一般会計補正予算（第6号）の設定で、債務負担行為の追加となる。1ページをご覧いただく。追加した内容は事項として事件番号令和4年（ワ）第76号、損害賠償請求事件に係る代理人に要する費用、（職員給与の損害賠償請求事件に係る代理人委託料）、期間は事件が完結するまでの間、限度額、損害賠償請求事件に係る代理人委託契約による額となる。専決処分の理由については、令和4年9月27日に釧路地方裁判所帯広支部から期日呼出状などが送付され、本町に対して町職員5名から損害賠償請求に係る訴えの提訴がなされたことが判明した。本件は清水町職員の初任給算定において、判断過程に瑕疵があることにより採用時から令和2年6月までは、本来受け取れるべき給与額が低く算定されたことから、その差額について支払えとの訴えである。本町としては原告の訴えは認めがたく訴訟に応じるとの判断に至ったものである。裁判所への答弁書提出期限が11月7日と決められている。訴訟代理人、弁護士と早期に本件に係る契約を締結するにあたり、補正予算を設定する必要性が生じたが、議会を招集する時間的な余裕がないことから令和4年9月28日付けで専決処分を行ったものである。訴訟代理人、弁護士との契約に関して契約期間は訴訟という性質上、明確に契約期間が設けられないため、訴訟が完結するまでの間とするが、訴訟の結審が来年度以降になる可能性があるため、債務負担行為を計上したものである。また、訴訟代理人、弁護士に対する着手金等の委託費用に関しては予備費を充当して対応してまいりる考えである。以上議案第90号の説明とさせていただく。続いて議案第91号、令和4年度清水町一般会計補正予算（第7号）の設定について概略を説明する。総額に127,980千円を追加し、それぞれの総額を9,508,264千円とするものである。歳入より説明する。6ページをお開き願う。15款2項1目、総務費国庫補助金は電気、ガス、食料品等価格高騰重点支援として国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、44,500千円の追加である。2目、民生費国庫補助金は電力、ガス、食料品等の価格高騰緊急支援給付金に係る住民税非課税世帯の経費として、事業補助金及び事務費補助金合わせて76,876

千円の追加である。19款1項1目、財政調整基金繰入金は今回の補正予算の財源として6,604千円の追加である。7ページ歳出である。3款1項12目、住民税非課税世帯等臨時特別給付金費については、住民税非課税世帯等に係る国からの交付金を町の会計を通して対象世帯、約1,500世帯へ5万円を給付するものである。事業経費及び価格高騰緊急支援給付金等合わせて76,876千円の追加となる。なお、事業の詳細については別冊の予算に関する説明資料、事業シート番号01に詳細を記載している。後ほどご覧いただければと思う。続いて8ページ、4款1項2目、保健予防費は各種物価の高騰や今後に向けて、インフルエンザの流行も懸念されることから、町内の福祉、介護、医療施設合わせて13事業者に対して施設暖房費用の高騰や施設の消毒、感染症検査費用等に要する経費の一部を支援するものである。18節33番として清水町福祉・医療施設等価格高騰緊急対策支援金で4,400千円の追加となる。これについても事業の詳細については別冊の予算に関する説明資料、事業シート番号02に記載している。4目、水道施設費については水道料金負担軽減対策支援事業として、住民の経済的負担の軽減を図るため水道料金基本料金の3か月分を免除することとし、免除額を一般会計から水道事業会計へ繰り出す費用として28,470千円の追加である。これについても事業の詳細については別冊の予算に関する説明資料、事業シート番号03に記載している。また、井戸水利用者支援金支給事業として水道料金負担軽減対策支援事業の対象外世帯を対象に水道契約者との均衡を図り、住民の経済的負担の軽減を行うための事業と事務費を合わせて4,034千円の追加である。事業の詳細については別冊の予算に関する説明資料、事業シート番号04番に記載している。9ページ、7款1項1目、商工振興費、18節49番、清水町運送事業者臨時支援給付金は原油価格高騰の影響を受けている運送事業者に対し、燃料高騰の負担軽減や本町における物流の維持確保支援として、給付金による支援を行うもので、13,800千円の追加である。これについても事業の詳細については別冊の予算に関する説明資料、事業シート番号05番に記載している。続いて50番、清水町タクシー事業者臨時支援給付金については、原油価格高騰の影響を受けている町民の交通手段という公共的な役割を果たしているタクシー事業者に対し、給付金による支援を行うもので、400千円の追加である。これについても事業の詳細については別冊の予算に関する説明資料、事業シート番号06番に記載している。以上が一般会計補正予算第7号の説明である。続いて議案第92号、清水町水道事業会計補正予算（第3号）については先程説明した水道料金基本料金の免除に伴い水道料金収入の減収分について28,470千円を一般会計補助金で補填するための補正予算となる。以上、予定議案等の説明とさせていただきます。よろしく願います。

桜井議長：只今、副町長より10月17日に開会の第7回臨時会予定議案について一括して説明をいただいた。これに対し特に質疑あれば受けたいが。

川上議員：議案第90号、専決処分であるが、これについて本来、行政報告があるべきだと思うが、行政報告をしない理由又は経過について教えていただきたい。

副町長：行政報告があるべきではないかというご質問である。これについては専決処分をさせていただいたので、その専決処分の内容、議案の説明の中で詳細については説明を尽くしてまいりたいと考えている。

鈴木議員：議案第90号の専決処分であるが、特別委員会も議会の方であるので9月27日というお話をいただけたけれども、そこから15、16日経っている。何等かの形で町民が一番、新聞によく出て議員に対してもどうなのかという質問が多々ある。答えるところがなくて答える情報も全くない。専決はすぐ応訴する関係でやらなければならないというのは理解するけれども、全員協議会もしくはそれに類したもの、更には特別委員会もあるので、この部分に多少なりとも報告はすべきだった

のではないかと考えている。その辺について詳細がまだ把握できないのと、例えば弁護士が入っているので、なかなかどう判断ができるのかというのは難しいとは思いますが、状況だけでも本当はもう少し早くに教えていただければ良かったかと思うが、その部分だけ教えていただきたいと思う。

副町長：状況説明すべきではなかったかということである。確かに特別委員会等が設置されているので、訴状が届いたといった状況の説明がなかったということについてお詫び申し上げたい。詳細については我々も27日の段階で訴状が届いたところから弁護士との今後の協議等を含めて動いていた。具体的な中身についてはまだ決まっていない。応訴するというについては決定したけれども、その主張の詳細については今の段階で詳細は申し上げられないということをご理解いただければと思う。

鈴木議員：町民からよく言われているのが新聞の書き方が、読み取り手の問題でもあると思うけれども、ものすごく役場は戦うという意味で見ることが多い。ここまででなぜ和解できなかったのかというのが非常に残念なところでもあるけれども、同じ町民、同じ職場内でやりづらくてしょうがないと思う。やる方もやる方で大変だけれども、受ける方も受ける方で大変だと思う。その辺は、司法の場で決着つけるというのは、確かに最後しょうがないことだと思うし、どちらも権利だからいいけれども、町としてはお互いがしっかり理解できるような状況でやっていただきたい。私のところに来られる町民は、非常に若い人たちが多いという話を聞いて、弱い立場なのかというようなイメージは町民の中でも持っている方がいるので、言葉一つ一つも選びながら今後とも対応していただきたい。本当に皆が理解していただけるような形で、これ以上問題を大きくしないようにしてほしいと強く思っている。町民の要望であるのでご理解いただければと思う。

桜井議長：他に質疑ないか。なければ臨時会についての質疑を終わる。ここで説明員の退席を願う。

【休憩： 10：22】

【再開： 10：22】

(2) 議会運営委員会からの報告事項について

桜井議長：全員協議会を続ける。次に議会運営委員会からの報告事項について2件ある。まず、議会報告会と町民との意見交換会のまとめについて、議会運営委員会委員長から報告いただく。

中島議員：この報告会で当日出された意見、提言について会場での質疑で回答済みの項目については、資料1ページから5ページまで25項目になっている。また、所管する委員会毎で確認した内容は、5ページ下段から掲載し、議会運営委員会については9項目を7ページまで掲載。総務産業常任委員会については7ページ中段から4項目について8ページ上段まで掲載している。厚生文教常任委員会については3項目について8ページに掲載している。内容一つずつの説明は省略するが、内容を確認いただきたいと思う。アンケートの意見については、ご意見を全議員で受け止め、個々の議員活動の中で役立てていくことを確認との内容で、9ページからのアンケート集計結果の最後にまとめて掲載している。内容については全体の確認を頂ければ、11月議会だよりに概要を報告し、ホームページに報告書を掲載する予定にしている。皆様のご理解よろしく願います。

桜井議長：これについて何か質疑があればお受けしたいがないか。なければ議会報告会と町民との意見交換会のまとめについては終わらせていただく。次に議会モニター会議について議会運営委員会委員長から報告をいただく。

中島議員：議会モニター会議については10月25日、火曜日、午後7時から3階議事堂を会場として予定している。協議テーマと開催方法、令和4年度の議会活動の概要を説明後、事前にモニターから意見集約した4つのテーマ、①議会を傍聴して感じたこと、②ホームページ・インターネット中継を見て感じたこと、③議会だよりを読んで感じたこと、④議会の進行で良くわからないところ、に基づいて意見交換を行う。次第、資料を参照頂きたい。モニター会議の事業は議会運営委員会が担当して運営するが、他の議員の皆さんにおかれても傍聴として同席いただけるようお願いを申し上げてモニター会議の説明を終わらせていただく。

桜井議長：10月25日、午後7時、この議場においてモニター会議を開催するというのである。開催のテーマについては報告のとおりである。開催方法、その他について何か質疑あれば受けたいと思う。

中河議員：今年のモニターの方の名前は分かっているか。車が乗れない人もいるので。

桜井議長：2年任期で去年と同じで新たな方ではない。
他に何かないか。なければこのような開催方法で開催するという事とする。次にその他であるが、事務局より説明願う。

田本事務局長：今後の日程であるが、10月17日、先程提案の内容説明があったが第7回臨時会の開会となる。翌日10月18日、清水高校生による模擬議会を開催する。時間については1時半から開催するという事で、模擬議会の日程についてはお手元に日程表を載せている。先日高校で一般質問についてのリハーサルも行っており、その後再質問等の検討もされているところと思う。この日については高校生の模擬議会の議員の後ろの方に議会運営委員の皆さん、傍聴席になるがその他の議員の皆さんにもご出席を頂いて、執行側の説明員出席により一般質問形式で会議が行われるのでご協力をお願いする。資料はないがもう1点。現在議員会の方で10月27日、28日の日程で研修を予定しており、千歳市議会の方に研修でお邪魔する予定を調整している。千歳市議会に対しては議会の活性化についてお話を聞きたいということでお願いをして、内容としては中学校への出前講座、中学生模擬議会、市民会議等についてもお話しを伺いたいという事であらかじめテーマを送っているけれども、市議会側から事前に質問事項があればあらかじめいただいて準備をさせていただきたいと昨日連絡があった。皆様から聞いてみたいというところがあればご意見をいただいて千歳市へ返したいと考えているので後程事務局の方にお話しをいただきたい。

桜井議長：これについて何か質疑がなければこのような日程を進める。質問事項については事務局に報告をしていただきたい。これで全員協議会を終了する。

【閉会 10:33】